資料７	令和５年６月 20 日（火）
	地域密着型サービス事業所集団指導

令和５年度　地域密着型サービス事業所等集団指導　連絡事項等

２．指定取消等行政処分の状況について

令和５年３月　全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より

4. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等数内訳【サービス別】（令和3年度）

（図4）

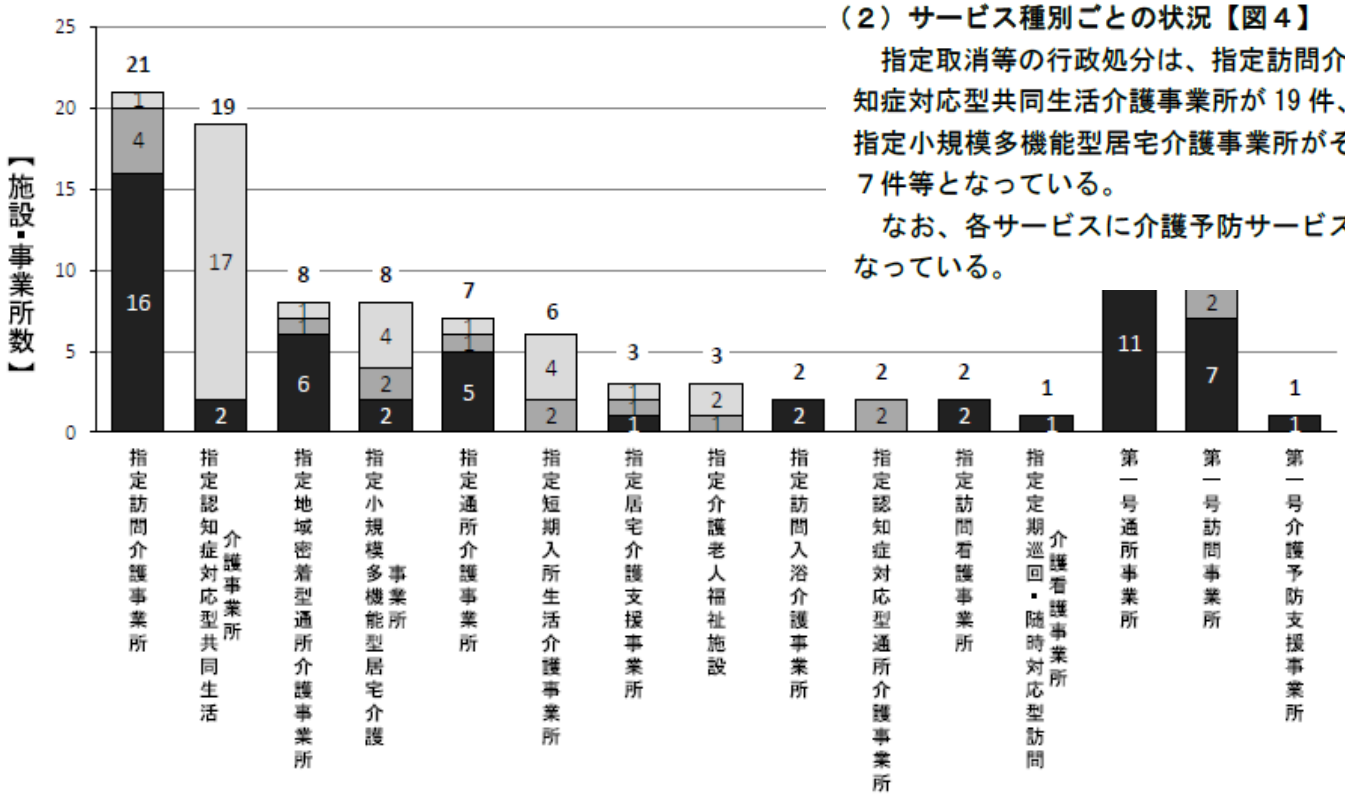

注：各サービスごとの件数には、介護予防サービス分を含む。

（２）サービス種別ごとの状況【図４】

指定取消等の行政処分は、指定訪問介護事業所が 21 件と最も多く、指定認知症対応型共同生活介護事業所が 19 件、指定地域密着型通所介護事業所及び指定小規模多機能型居宅介護事業所がそれぞれ８件、指定通所介護事業所が７件等となっている。

なお、各サービスに介護予防サービスがある場合にはそれを含めた件数となっている。

7. 指定取消における処分事由【構成割合の比較】（令和2年度・令和3年度）（図7）

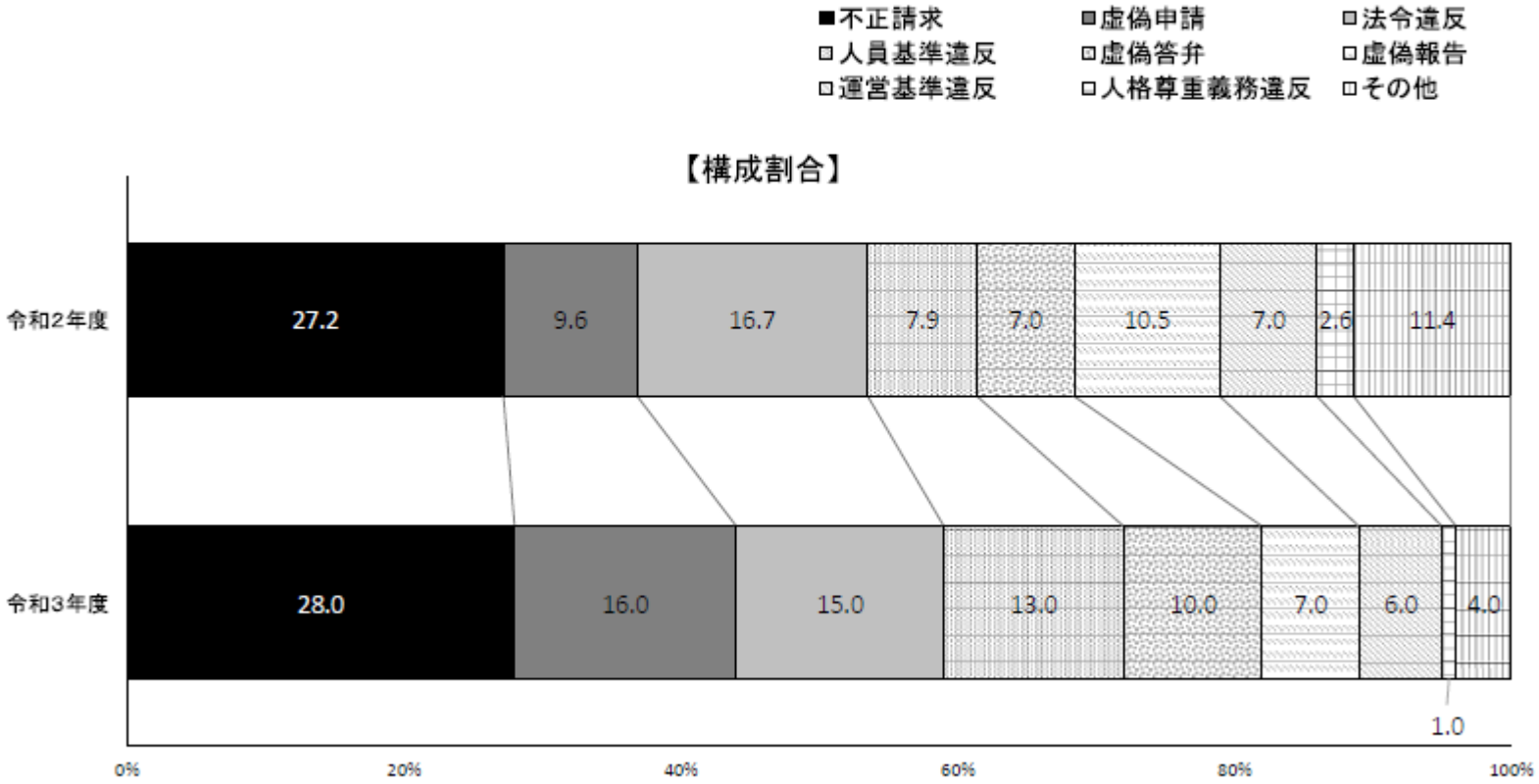

注：1）指定取消における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
2）介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
3）複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上している。

（４）処分事由の状況【図６～図９、（１）第７表、第８表】

指定取消の事由としては、多い順に、不正請求、虚偽申請、法令違反、人員基準違反となっている。

指定の効力停止の事由としては、多い順に、不正請求、法令違反、人格尊重義務違反、運営基準違反となっている。

指定取消及び効力停止ともに不正請求が主たる事由となっている。

なお、１件の処分に対して複数の事由が該当する場合がある。

9. 指定の効力の停止における処分事由【構成割合の比較】（令和2年度・令和3年度）

（図9）

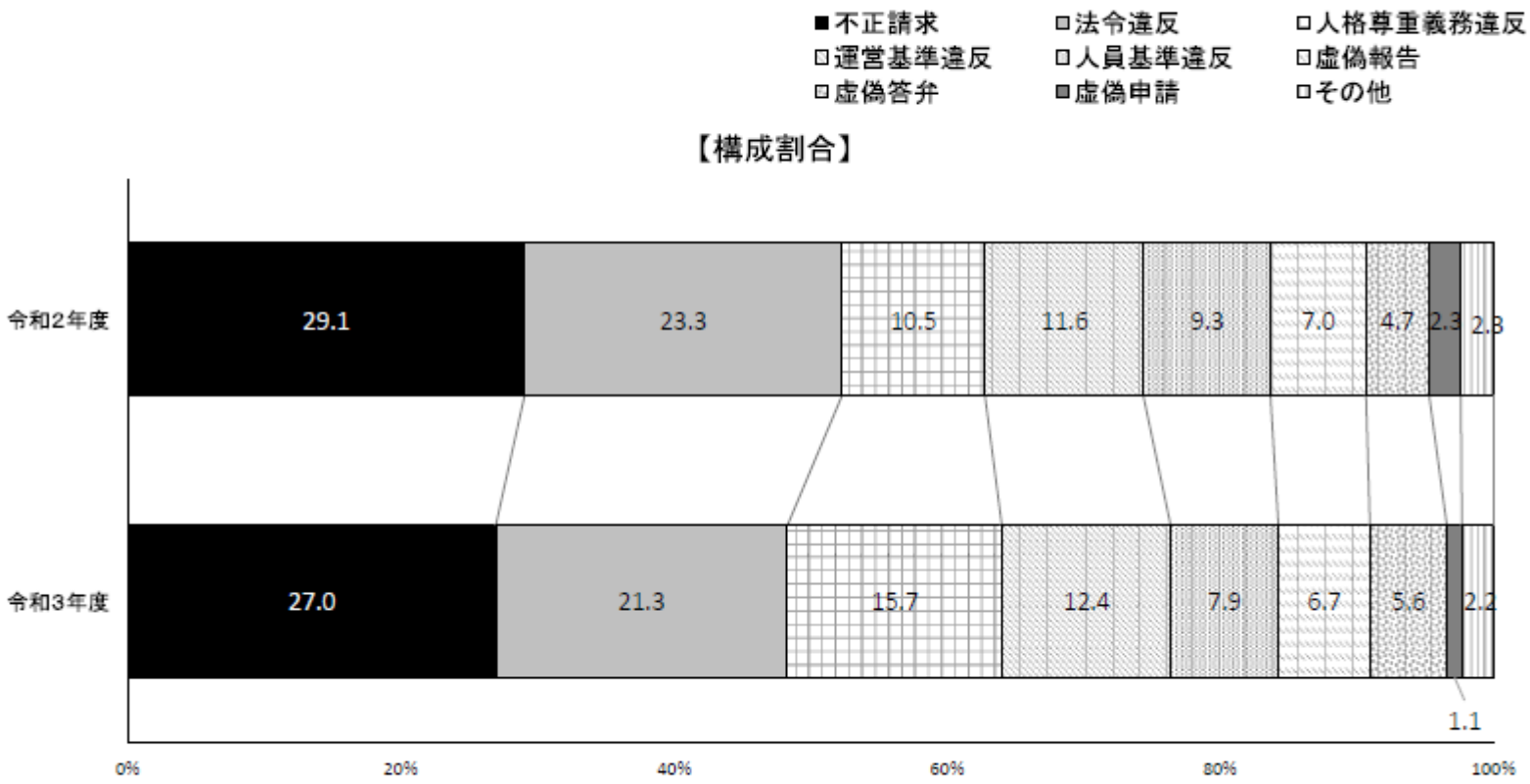

注：1）指定の効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
2）介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
3）複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上している。
4）指定の効力の停止は、一部と全部を合算したものである。

指定取消等行政処分の具体的内容について

令和４年度（地域密着型サービス）処分通知等より

事例１）北海道札幌市

３　行政処分の内容

（1）　行政処分の内容

指定取消

（2）　指定取消決定年月日

令和４年３月 18 日

（3）　指定取消年月日（取消処分効力発生年月日）

令和３年 11 月１日

（不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、新規指定時に遡り指定の効力が取り消されるため、新規指定日となる）

4　行政処分の理由

(1) 事業所の所在地に関する不正の手段による指定（介護保険法 78 条の 10 第 1 項第 11 号）

令和３年 10 月に、令和３年 11 月１日から定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの事業所を新たに開設するとして新規指定申請を行った際、「西区八軒９条西２丁目３番 26 号」に事業所を設置するとして届出を行った。

しかし、実際には当該住所は事業所として使われておらず、違う場所に事業所としての実態があった。

このことは、申請書に虚偽の所在地を記載して申請を行い、不正の手段により定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けたものである。

(2) 人員基準違反（介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第４号）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、24 時間を通じて常に１人以上はオペレーターが勤務しなければならないが、夜間（午後６時～午前８時頃）の時間帯にオペレーターが勤務していなかった。

また、夜間（午後６時～午前８時頃）の時間帯は介護福祉士や看護師などの資格がなく、また、事業所の従業員ではない者が、利用者からの電話対応や介護サービスを行っていた

５　経済上の措置

新規指定（令和３年 11 月）以降に受領した介護報酬を全額返還させるほか、介護保険法第 22 条第３項の規定により、上記返還額全額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を合わせて請求する。

○返還金額

・令和３年 11 月、12 月、令和４年１月のサービス提供の報酬分
　約 742 万円（介護報酬額　約 530 万円、加算額　約 212 万円）

・令和４年２月、３月のサービス提供の報酬分
　現在、未確定のため、金額確定後に追加で請求を行う。

事例２）新潟県長岡市

３　指定の一部の効力の停止の期間及び内容

令和４年７月１日から令和４年12月31日までの６箇月間、新規入居者の受入停止及び介護報酬の請求上限を７割とする。

４　指定の一部の効力の停止の理由

(1)　運営基準違反（法第78条の10第５号）

令和３年10月28日現在で入居している全入居者29名の地域密着型施設サービス計画について、実地指導対策として、法人代表者でもある介護支援専門員の指示により、施設長等が入居者又は家族が署名及び押印したように偽造（うち１名は署名のみ）し、説明及び同意を得ないままサービスを提供した。また、地域密着型施設サービス計画について未作成の期間があった。

(2)　人格尊重義務違反（法第78条の10第６号）

ア　入居者２名に対し、緊急やむを得ない場合の３要件である「切迫性・非代替性・一時性」について施設で十分な検討を行うことなく、身体的拘束を行った（身体的虐待に該当）。また、身体的拘束を行う場合に必要な手続において、入居者又は家族の同意及び身体的拘束に関する記録に不備が認められた。

イ　入居者延べ19名に対し、施設従事者の都合による介護・世話の放棄・放任に該当する行為が行われ、常態化していた。

(3)　虚偽報告（法第78条の10第９号）

ア　(1)に関し、監査において、偽造した地域密着型施設サービス計画書を提出した。

イ　(2)アに関し、監査において、偽造した身体拘束に関する説明書を提出した。

(4)　虚偽答弁（法第78条の10第10号）

(1)に関し、監査において、法人代表者でもある介護支援専門員及び施設長が、偽造行為を隠蔽するために事実と異なる答弁を行った。

事例３）宮崎県日南市

３　処分内容

全部効力停止３月

４　効力停止期間

令和４年 10 月１日から令和４年 12 月 31 日

５　処分理由

（1）不正請求

①　看護職員の人員欠如減算を行うべき月について、減算せずに請求し受領した。（指定地域密着型サービス事業の人員、設備に関する基準第２０条第１項第２号）

②　令和４年２月・３月の日曜日、実際にはデイサービスにおいて２～３時間のサービス提供にも関わらず、４時間～６時間半提供された記録を作成し、介護報酬を不正に請求し受領した。

６　処分に伴う返還金

介護保険法第 22 条第３項の規定に基づき、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を加算金とし、最終的な返還金額は、精査した上で確定する。

事例４）北海道札幌市

３　行政処分の内容

（1）行政処分の内容

指定の一部の効力停止（新規利用者の受入停止）６か月間

（2）行政処分の期間

令和４年 12 月 20 日から令和５年６月 19 日まで

４　行政処分の理由

（1）不正請求（法第 78 条の 10 第１項第８号）

地域密着型通所介護について、令和２年８月から令和３年６月までの期間、利用者２名に対して、利用がない日であったにもかかわらず、利用があったことにし、不正に増回して地域密着型介護サービス費を請求し、受領した。

また、令和２年６月から令和３年 10 月までの期間、利用者２名に対して、実際のサービス提供時間が５時間未満となっていたにもかかわらず、

「所要時間６時間以上７時間未満」の時間区分にて、不正に地域密着型介護サービス費を請求し、受領した。

（2）法令違反（法第 115 条の 45 の９第１項第６号）

上記のとおり、地域密着型介護サービス費の請求に関し不正を行い、法に違反したものと認められることから、第１号通所事業についても、地域密着型通所介護と同様に行政処分を行う。

５　経済上の措置

不正請求によって受領した介護報酬を返還させるほか、介護保険法第 22 条第３項の規定により、当該返還金額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を請求する。

返還金額　約 140 万円（不正請求額　約 100 万円、加算額　約 40 万円）

なお、不正請求の対象者に第１号通所事業の利用者は含まれないことを申し添える。

事例５）高知県高知市

サービスの種類及び 指定年月日	地域密着型通所介護（平成 28 年４月１日指定） 第一号通所事業（平成 30 年４月１日）

２　処分内容等

処分通知日	令和５年２月 10 日
処分内容	指定の一部効力停止３か月間（新規利用者受入停止）
指定の一部の効力停止期間	令和５年３月１日から令和５年５月 31 日まで

３　処分の理由

法第 78 条の 10 第８号（不正請求）

法第 115 条の 45 の９第２号（不正請求）

事例６）山梨県甲斐市

３　事業の種類　　指定地域密着型通所介護

４　行政処分の内容

（１）行政処分の内容

指定の一部の効力停止　３か月間〔新規利用者受入の停止及び介護報酬支払額の制限（報酬上限９割（１割減額））〕

（２）行政処分の期間

令和５年３月１日から令和５年５月31日まで

５　行政処分の理由

不正請求（法第78条の10第１項第８号）

〔指定地域密着型通所介護について、平成31年２月から令和３年３月までの期間、利用者１名に対して、利用がない26日分（入浴介助加算２回分を含む）の介護報酬（249,192円）を不正に請求し受領した。〕

６　事業者への経済上の措置

返還請求額　80,287円（加算金４割を含む。）

※不正請求金額249,192円のうち、不正利得の返還請求権（介護保険法第200条第１項）で請求できる２年分の金額。

事例７）姫路県姫路市

２　処分の内容

処分年月日　　令和５年３月２２日
処　分　内　容　　指定の全部の効力の停止
効力停止期間　　令和５年５月１日から令和５年７月３１日までの３か月間

３　処分理由

⑴　地域密着型通所介護

ア　不正請求【介護保険法第７８条の１０第８号該当】

（ア）人員基準欠如減算の未実施

＜不正内容＞　看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っているにもかかわらず、人員基準欠如減算を行うことなく介護給付費を不正に請求した。

＜対象期間＞　令和４年１月（１か月）

（イ）加算に関する不正請求

a　加算名　　個別機能訓練加算

＜不正内容＞　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が配置されていない期間があり、又は看護職員に係る人員基準欠如に該当しているにもかかわらず個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅱ）を不正に請求した。

＜対象期間＞　令和３年４月～令和３年１２月（９か月）

b　加算名　　サービス提供体制強化加算
＜不正内容＞　介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が１００分の５０に満たないにもかかわらず、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）を不正に請求した。
＜対象期間＞　令和３年５月～令和４年３月（１１か月）

c　加算名　　介護職員処遇改善加算
＜不正内容＞　上記（ア）、（イ）ａ及びｂのとおり介護給付費を不正に算定した状態で介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を加算し、介護給付費を不正に請求した。
＜対象期間＞　令和３年４月～令和４年３月（１２か月）

（ウ）小括

上記（ア）及び（イ）により、対象事業所は、介護給付費合計７２２，８２４円を不正に請求した。

４　経済上の措置

不正に請求し受領した介護給付費１，３９５，８４７円について、法第２２条第３項に規定する４０％の加算金（第一号通所事業を除く。）を加えた額（１，６８４，８９１円）を徴収する。

秋田県における事例

3　行政処分の内容

指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業に対する指定の一部効力停止

ア　新規利用者の受入れを停止する。ただし、令和４年９月１日から令和５年２月２８日までの間に利用したことのある者を除く。

イ　居宅介護サービス費及び介護予防サービス費の３割を停止し、上限を７割とする。

4　停止期間

令和５年３月１日から令和５年８月３１日まで

5　行政処分の理由

（１）不正請求（法第７７条第１項第６号及び法第１１５条の９第１項第６号に該当）

定員を超過しての利用者の受入れを日常的に行いながら、定員超過減算をせずに居宅介護サービス費を請求し受領した。また、看護体制加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、要件を満たさないにもかかわらず不正に請求するとともに、介護職員処遇改善加算を過大に請求し受領した。

※対象事業所：２（１）、２（３）、２（４）、２（５）、２（６）

（２）虚偽報告及び虚偽答弁（法第７７条第１項第７号及び同項第８号に該当）

法第７６条第１項の規定による検査において、定員超過の事実を隠蔽することを目的に、事業所の利用実績等の資料を改ざんし、これを提示して事実と異なる答弁をした。

※対象事業所：２（１）

（３）法令違反（法第１１５条の９第１項第１０号に該当）

指定介護予防短期入所生活介護事業所ショートケアセンター蕉風苑と一体的に運営されている指定短期入所生活介護事業所ショートケアセンター蕉風苑で、不正請求が行われた。

※対象事業所：２（２）

本荘由利広域市町村圏組合における返還受領額

２　返還金及び加算金の額

項目／年月	返還金（円）	加算金（円）※	合　計　（円）
令和２年１２月から 令和４年６月	82,259,911 円	32,903,964 円	115,163,875 円

※ 加算金（返還金の 40 パーセント）